

広告掲載利用規約

第1条

(趣旨)

この要綱は、ヤングドリーム合同会社が、インターネット上に公開しているホームページへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとします

第2条

(広告の種類及び範囲)

ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、その範囲は、次のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (3) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (4) 人権を害するおそれがある広告
- (5) 特殊な結社団体の広告
- (6) 風俗営業の広告
- (7) 危険を伴う民間療法の広告
- (8) 法規に触れる危険物の販売広告
- (9) 消費者金融の広告

第3条

(広告の規格)

バナーの大きさ等についてはヤングドリーム合同会社と広告掲載申込者との間で話し合いにて決めさせていただきます。

その際にホームページのデザインなどを損なうことのないバナーとし、大きさ、デザインについてはヤングドリーム合同会社が承認後掲載します。

第4条

(広告の掲載料)

広告の掲載料は、広告バナーをホームページ内のどこに設置するかにより掲載料金が変わります。

第5条

(広告の掲載期間)

広告掲載期間は6月単位とし、連続する掲載期間は各年度最大24月とします。

抗告掲載サイトは運営会社の都合でサイトを閉鎖した場合、広告の掲載を終了することが出来る事とします

第6条

(広告掲載料の納付)

広告主様は、広告掲載開始日の7日前までに広告掲載料を所定の納付方法にて広告料金をお支払いいただきます。

第7条

(広告原稿の作成及び提出)

広告原稿、広告バナーについては広告主様の希望のバナーサイズと合わせ、ヤングドリーム合同会社と打ち合わせの上、広告主様が提供するものとします。

デザインなどヤングドリーム合同会社に依頼いただく場合には、別途デザイン料金が発生します。

第8条

(広告内容の責任)

広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとします。

第9条

(広告掲載の取消し)

ヤングドリーム合同会社は次の場合広告の掲載を取り消すことができます。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主様又は広告内容が不相当と判明した場合

第10条

(広告掲載料の返還)

広告掲載が決定した後、広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を返還します。

第11条

(その他)

この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項があれば、協議により決定します。